

令和3年度経営計画〔概要版〕

岩手を支える中小企業をとことん応援します。  岩手県信用保証協会

業務運営方針

当協会は、中期事業計画（令和3年度～令和5年度）において、ポストコロナを見据えた中小企業支援を展開することとし、積極的な信用保証と経営支援により地域の持続可能性を高めるとともに、SDGsの趣旨に沿う「金融包摂」の流れに貢献し、また、ESGに取り組む企業を支援すること等により地方創生に寄与するため、中期ビジョンを「岩手を支える中小企業をとことん応援します」と定めた。この中期ビジョンを達成するため、顧客の利便性向上を図るデジタル化や保証協会の社会的使命を全うするための組織風土の変革など、中小企業本位の業務運営を進化させるための自己変革に取り組むことを基本方針とした。

また、「新しい生活様式」によってもたらされる社会、経済の「ニューノーマル（新常态）」に対応するための事業再構築に取り組む企業に対し、その事業性、将来性を見据えて積極的に信用保証を提供するとともに、企業と経営課題及び支援ニーズを共有し、解決に向けて伴走によるきめ細かい経営支援を推進する方針であり、金融機関及び関係機関との連携強化はもとより、全職員のスキルアップ等組織力強化が必要不可欠であり、これらを推進するために令和3年度は、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策に取り組む。

数値目標

（単位：百万円、％）

	金額	対前年度実績見込み
保証承諾	75,000	25.3
保証債務残高	360,000	92.3
保証債務平均残高	375,000	115.7
代位弁済（元利）	3,000	390.6
実際回収（元損）	450	65.7
求償権残高	814	701.7

	保証部門	経営支援部門	期中管理部門	回収部門	その他間接部門
現状認識	<p>ア 当県はコロナ禍以前から東日本大震災、台風等の影響により財務が毀損し改善途上の企業が多く、ポストコロナに向け資金繰り補填資金やビジネスモデル転換に必要な資金等、金融・事業改善に係る支援ニーズの増加が予想される。</p> <p>イ 金融支援は、財務面に捉われることなく、企業の事業性・将来性を加味した与信判断を行うとともに、ニーズに合う保証制度・組立提案を行いながら、金融機関と連携して積極的な信用保証を提供していく必要がある。</p>	<p>ア 従前からの創業支援、事業承継支援に加え、ポストコロナに向けた支援ニーズの増加が予想されるため、金融機関や支援機関等と緊密に連携しながら支援の充実を図ることが求められる。</p>	<p>ア コロナ禍が長期化していることで財務の毀損が進んでいる企業や条件変更の調整不能になっている企業が現出していることから、今まで以上にきめ細かい対応が必要である。</p> <p>イ 地域経済における付加価値の源泉である企業の事業継続性を高めるためには、金融機関と協働し、早期に課題・窮境原因把握、改善の方向性検討を行った上で連携支援を行うことが必要である。</p>	<p>ア 第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少等により、回収を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される。</p> <p>イ 連合会が示す回収部門における基本ポリシーの考え方に則った適正な回収に努めるとともに、事業を継続し、誠実に返済を履行している債務者に対しては、事業再生、金融正常化等に積極的に関与し、支援を行う必要がある。</p> <p>ウ 効率を重視しながら求償権行使義務と費用対効果のバランスを考慮した管理体制を整備する必要がある。</p>	<p>ア ポストコロナを見据えた中小企業支援を展開するためには、組織力向上が必要不可欠であり、その実現に向けて、職場環境整備、業務のデジタル化、人材育成等に取り組む必要がある。</p> <p>イ 信用保証協会の公共性と社会的責任を常に認識し、職員の倫理観向上、コンプライアンス態勢の維持及び反社会的勢力排除の取組みを不断に進める必要がある。また、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。</p>
具体的な課題	<p>ア 積極的な信用保証 （ア）必要十分な信用供与 （イ）ニーズに応える保証制度の創設 （ウ）金融機関との協調、信頼関係の維持・強化 （エ）各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携 （オ）顧客の利便性向上及び適切な事務処理のための業務の見直し</p> <p>イ 東日本大震災や台風等により被災した企業の復旧・復興支援</p>	<p>ア 経営支援、再生支援の強化 （ア）新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援 （イ）創業、事業承継支援の強化 （ウ）金融機関と連携した伴走支援 （エ）企業再生への積極的な取組み （オ）各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携 （カ）経営支援の効果検証 （キ）経営支援の組織的レベルアップ （ク）ファンドへの出資の検討</p>	<p>ア 正常化に向けた期中管理 （ア）期中管理の早期対応による正常化支援 （イ）金融機関と連携した期中管理</p>	<p>ア 適切な対応による回収 イ 求償権消滅保証による企業再生支援 ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備</p>	<p>ア 組織風土の変革 イ デジタル化の推進 ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成 エ 効果的な広報活動の展開 オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底</p>
課題解決のための方策	<p>ア 積極的な信用保証 （ア）財務改善途上の企業に対する短期継続型保証「5ing」の活用及び企業の事業性、将来性を理解した積極的な信用保証 （イ）地域課題、社会的課題に対応した保証制度の創設 （ウ）「連携支援協調パッケージ」の活用及び連携・協調体制の強化 （エ）地域課題解決のための支援策の検討 （オ）保証業務に関する事務プロセスの改善及び信用保証業務の電子化</p> <p>イ 東日本大震災や台風等により被災した企業の復旧・復興支援 （ア）アフターフォローの継続 （イ）債権買取先のエグジットファイナンス等</p>	<p>ア 経営支援、再生支援の強化 （ア）経営者との経営課題共有及び最適な支援ツールを活用した伴走支援 （イ）創業支援パッケージ及び女性起業家支援チームの活用と支援機関との連携 （ウ）金融機関との経営課題、改善の方向性の共有と最適な支援策の分担による伴走支援 （エ）支援機関との連携及び経営者保証ガイドライン等の適切な活用 （オ）各支援機関と連携し、企業の経営課題に対する最適な支援策の提案 （カ）定量的指標を定めた検証試行 （キ）経営支援ミーティングの実施及び企業の経営課題解決に向けたトータルコーディネート （ク）金融機関、支援機関と連携した事業再生ファンドへの出資の検討</p>	<p>ア 正常化に向けた期中管理 （ア）「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」及び「未収保証料明細表」に基づく、早期正常化支援 （イ）金融機関との情報共有、同行訪問及び改善計画に対するモニタリングによる連携支援</p>	<p>ア 適切な対応による回収 （ア）代位弁済後の初動対応の充実 （イ）弁護士、調査機関の活用 （ウ）担保物件等の適切な措置 （エ）関係人の生活実態に配慮した回収 （オ）「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用</p> <p>イ 求償権消滅保証による企業再生支援 （ア）関係部署、支援機関等との連携 （イ）求償権消滅保証の主担当の設置 （ウ）保証債務整理への適切な対応</p> <p>ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備 （ア）管理事務停止基準の改正等 （イ）管理事務停止及び求償権整理の適時適切な実施 （ウ）保証人免除に係る基準制定 （エ）保証協会サービサーの効果検証 （オ）勉強会等によるノウハウの習得</p>	<p>ア 組織風土の変革 （ア）「1on1ミーティング」研修の実施 （イ）「1on1ミーティング」の課題抽出 （ウ）ストレスチェック及び職員満足度調査による環境分析と解決策の検討</p> <p>イ デジタル化の推進 （ア）内部会議、研修等のオンライン化 （イ）認証付電子保証書交付に向けた取組み （ウ）信用保証業務電子化に向けた取組み</p> <p>ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成 （ア）研修派遣職員選定に係る運用の見直し （イ）有資格者養成に対する体制整備</p> <p>エ 効果的な広報活動の展開 効果的なメディア及び効果検証方法の検討</p> <p>オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底 （ア）コンプラ委員会、担当者会議等の開催 （イ）反社会的勢力排除に係る研修等の実施 （ウ）コンプラ・チェックシート等の実施 （エ）コンプラ・ニュースの発行 （オ）事業継続計画に基づく机上訓練の実施 （カ）個人データ管理規程等に基づく点検等</p>